

令和2年7月豪雨向け
「福岡県なりわい再建支援補助金の公募について
～施設・設備の復旧・整備を支援します～

公募のポイント

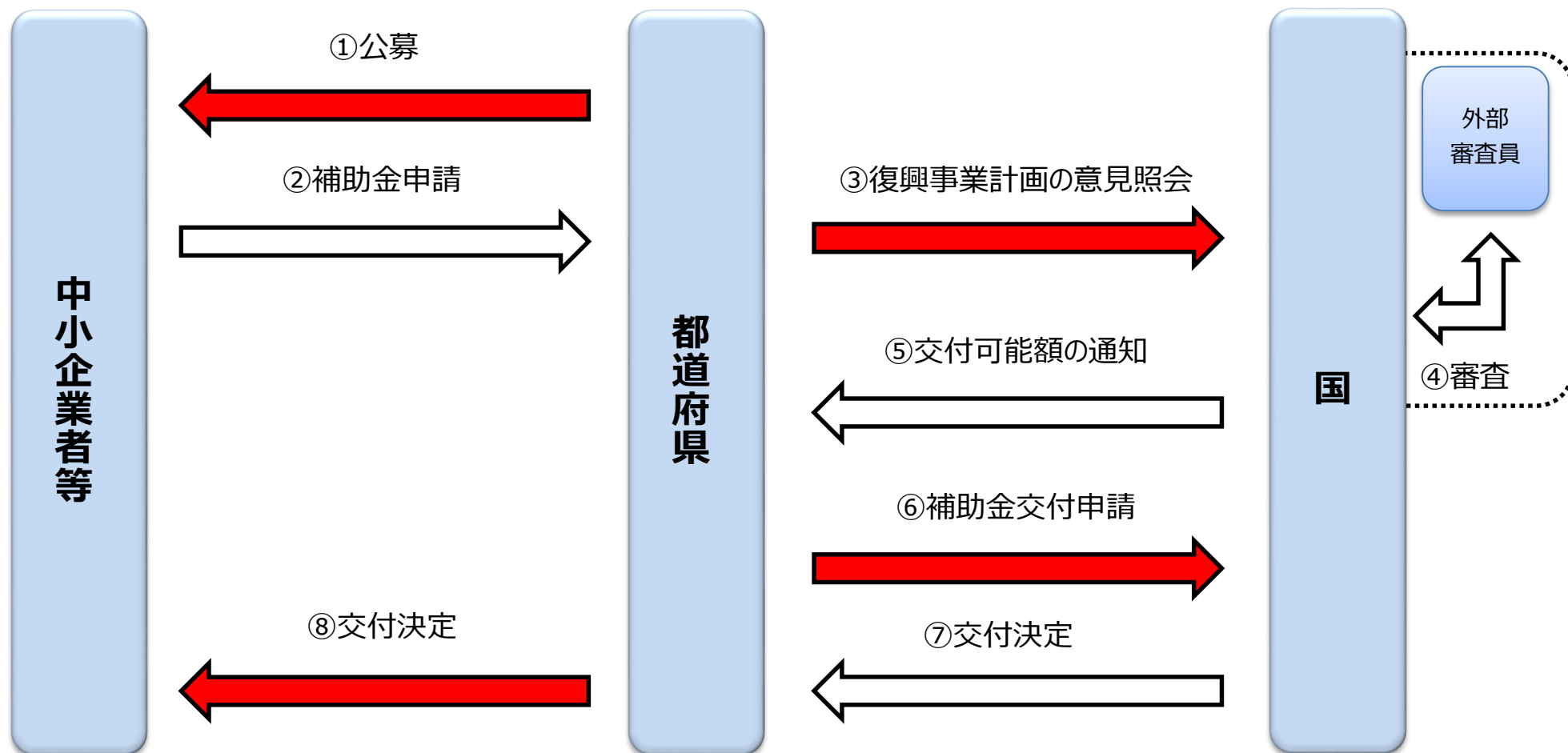


1 事業の目的

令和2年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、被災県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業者等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

2 全体の流れ

- 補助金の交付を受けるためには、中小企業者等の申請も踏まえ、県が復興事業計画を策定し、国に提出する必要があります。
- ⑧の交付決定については、⑤の国からの交付可能額の通知に記載の額の範囲となります。また、計画に変更がある場合は、変更申請が必要となりますので、ご注意ください。



3 - 1 補助対象事業者について

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条第1項の定義に該当する事業者等（みなし中堅企業は除く）
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等（※）

【参考】補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

中堅企業	②補助率1/2	
中小企業者	①補助率3/4	みなし中堅企業

（※）中堅企業、みなし中堅企業の定義及び詳細な要件は、「中堅企業、みなし中堅企業の皆様へ」をご参照ください。

3 - 2 補助対象とならない主な事業者について

- 次に該当する者は補助対象外となります。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- ・県税を未納の者。
- ・特定の風俗営業事業者。

補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業(第1項)

(例)パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

4-1 補助対象経費について

- 中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費が対象となります。
- 消費税やリサイクル料等は、補助対象外となります。
- なお、令和2年7月豪雨による災害以降で、交付決定日前に実施した施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります（遡及適用）。

区 分		内 容
施設（登記してあるもの）		事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は，原則修繕となります。建替・移転には，原則，全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備（資産計上してあるもの）		復興事業に係る事業の用に供する設備であって，中小企業等資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は，原則修繕となります。入替の場合は，入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合に対象となるものではありません）

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

4-2 遡及適用申請にあたり必要となる書類について

- 前ページに記載している「遡及適用」において必要となる書類は、主に以下のとおりです。

必要となる書類例	具体例
○被災した施設・設備の 所有証明、利用証明	・被災したことがわかる写真 ・申請者の所有物であることを証明するもの 例) 固定資産台帳、登記簿、課税台帳 ・業務上使用していたことを証明するもの 例) 整備記録 など
○見積書	・原則、複数者の相見積を取得 ・見積書がない場合は、理由書 例) 早期の復旧が必要で、すでに購入していた・事業に取り掛かっていたなど
○復旧後の施設・設備に ついての同等性証明	・被災した施設、設備の性能等を証明するもの 例) 建物の設計図、設備の仕様書 ・民間専門業者(メーカー、販売店)による「設備比較証明書」 (パソコン・車については、主流の変化等により、一部の機能・性能向上が避けにくい場合も設備比較証明書が必要。)
○車両を入れ替える場合 における廃棄証明	・車両については、今後の使用が不可避であることを確認するため、「永久抹消登録」、「使用済自動車引取証明書」などが必要。 ※修理不能証明書がなければ、入替不可

4-3 補助対象経費について（新分野事業）

- 従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（いわゆる「新分野事業」）により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換
- 生産効率向上
- 異業種への展開
- 従業員確保のための宿舎整備 等

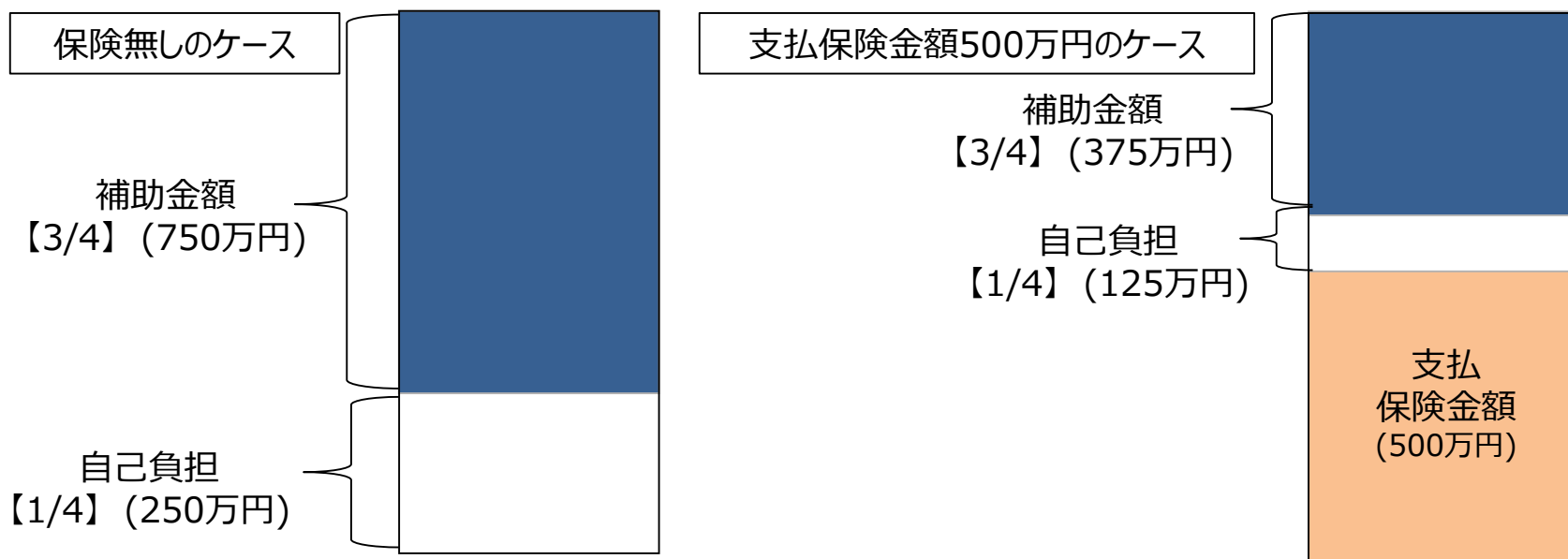
申請条件	補助対象経費
<p>① なりわい再建補助金の要件を満たしていること。</p> <p>② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</p> <p>③ 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</p> <p>※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。</p>	<p>従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p><u>※令和2年7月豪雨災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</u></p>

4-4 補助対象経費について（保険金の取扱いについて）

- 復旧を行う施設・設備に保険がかけられていた場合、当該施設・設備の復旧に係る費用から、当該施設・設備についての支払われる保険金を差し引いた残額に補助率を乗じた額が補助金額となります。

※ ただし、迅速な復旧を進めるため、支払保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 建物復旧に要する経費 1,000万円の場合（中小企業者が復旧）



4 - 5 補助対象とならない経費について①

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その1）

- 令和2年7月豪雨に起因する被害ではないもの
 - 例1) 令和2年7月豪雨の前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 令和2年7月豪雨の後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例3) 令和2年7月豪雨の前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
 - 例4) 被害を立証する資料が提出されないもの

- 他の目的に転用される可能性が高いもの
 - 例1) 福利厚生関係施設（寮、休憩所等）
 - 例2) 事務用品（机、椅子、書庫等）

4-5 補助対象とならない経費について②

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費（その2）

● 制度上対象外のもの

例1) 各種税（印紙税、消費税等）

例2) 各種行政手続き費用

（建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用）

例3) 各種保険料や保守費用

例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備

（店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象）

例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、事業用途以外の賃貸目的の施設（アパート、マンション等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

例6) 自社復旧の際の人件費

例7) 在庫又は陳列されていた商品、原材料等

● 償却資産として資産計上されていない設備

例1) 店舗備品（カウンター、テーブル、椅子等）

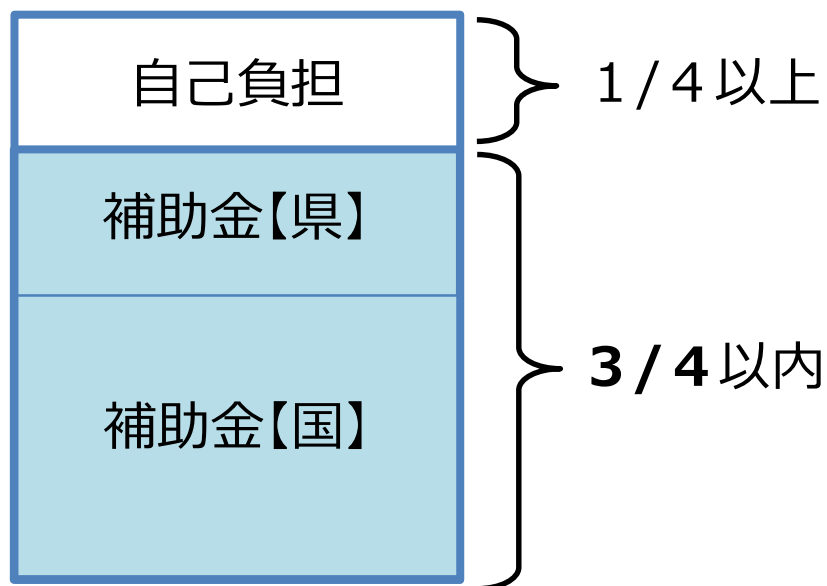
例2) 店舗什器（陳列棚、食器棚 等）

5 補助率について

- 都道府県から支援を受ける補助対象事業者の補助率は次のとおりです。
- また、1事業者当たりの補助金額の上限は**3億円**です。
- 「特定被災事業者」は、補助上限3億円のうち、1億円を上限に定額補助となります。
(1億円を超える部分は 事業者区分に応じて3/4または1/2)
詳細な要件は、「定額補助を希望する事業者の皆様へ」をご参照ください。

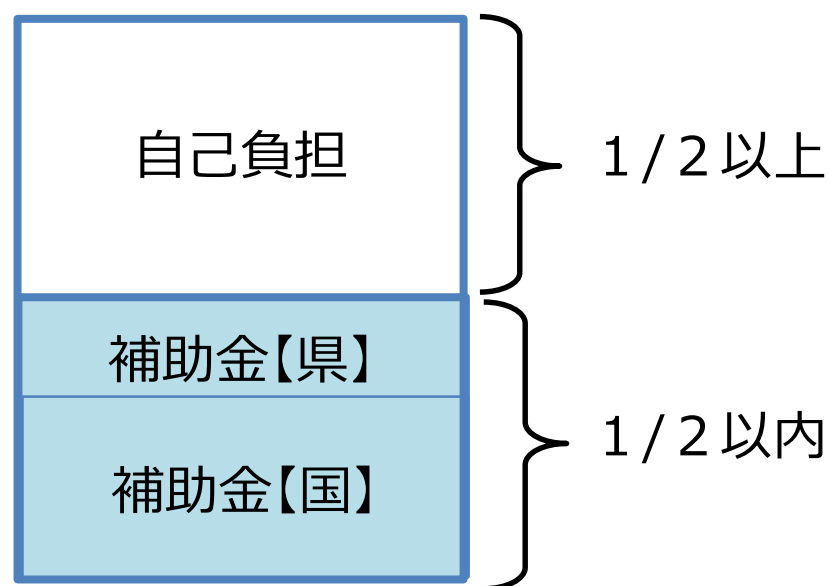
【中小企業者（小規模企業者を含む）】

補助金 3/4 以内



【中堅企業・みなし中堅企業】

補助金 1/2 以内



6 補助対象事業終了後の保険加入義務について①

● なりわい再建補助金の利用には、対象物の保険・共済への加入を求める

なりわい再建補助金で復旧を行った施設・設備は、原則、「自然災害（風水害を含む）に損害を補償する保険・共済」の加入を義務付けるものとする。

● 補助対象物への保険の必要付保割合

事業規模に応じて、下記の付保割合以上での保険加入が補助金受給の条件。

※ 付保割合は、支払保険金額ベースでの割合であり、施設・設備数ベースではない。

※ 割合の基準は、補助対象経費部分ではなく、補助対象物全体に対して。

- (1) 小規模企業者：加入推奨（推奨付保割合30%以上）
- (2) 中小企業者：30%以上（必須）
- (3) 中堅企業・みなし中堅企業：40%以上（必須）

※小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は5人以下)を示します。

● 小規模企業者の保険加入

小規模企業者については、加入義務はないが、今回の豪雨災害で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施し、報告すること。

(例：BCP計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ(クラウド化)、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など)

6 補助対象事業終了後の保険加入義務について②

●必要書類、及び、提出のタイミング

必要書類：「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備の加入したことを示す契約書、保険証書等。補助対象経費外の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事
を示す内訳等も併せて提出すること。

タイミング：実績報告書の提出時。

※ **なりわい再建補助金は、全ての災害に必ず措置をされるものではありません。平時から自助による事業継続・災害への備えを、お願い致します。**

(参考) 事業継続力強化計画について <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

※ **後年、同規模の大災害が発生し、支援策が措置された場合も、今回の保険の必要付保割合を前提とすることも検討されておりますので、ご留意下さい。**

7 注意点

- 私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。

- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例) ・交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。

・経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

・**本事業で復旧や新たに取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要**

となります。(処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、

又は取り壊すことをいいます。)

※ 補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。

※ 補助金の申請は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が作成する必要があります。

8 補助金交付申請の主な提出書類

補助金交付申請に必要な書類の主なものは次のとおりです。

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上 見積書不足理由申立書(2者以上ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、面積のわかる詳細図	建替えを行う場合
8	設備の入替を行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書	県ホームページに様式等を掲載

※ このほかにも、申請の内容によっては必要な書類があります。その他の必要な書類については、補助金交付申請用チェックリストを参考に、もれなく提出してください。

9 - 1 車両の復旧について

● 補助対象とすることができる車両

→ **被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること。**

(1) 「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者(車検証の所有者)であることで判断します。

(2) 「事業のみに用いていたこと」とは

資産計上されており、外形的に事業上使用されていることが明確であることをいい、**次の条件**により確認を行い、**適当と認められること**で判断します。

【復旧前】

事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認します。

- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること
- ② 運行記録、業務日報など事業の用に供していたことを証する書類
- ③ 自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
- ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- ⑤ その他、事業のみに使用されていたことを証する書類

※ ②～⑤の書類により事業以外の用途で使用されていることが確認された場合は、補助対象外とする。

【復旧後】

事業用のみで資産計上されていること及び車体に企業名・屋号等もしくは補助金名が印刷（※1）されておりかつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ① 自動車保管場所が事業所（※2）となっていること
- ② 運行記録、業務日報の記録が行われること
- ③ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

※1 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさ（概ね1文字縦・横5cm以上）で容易にはずれないような方法で標示すること。

※2 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。

9 - 2 車両の復旧について

● 被害車両の修繕及び入替での補助対象経費

(1) 修理不能の車両の入替について

被災車両は原則修理(修繕)ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を入手し、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車への入替費用を補助対象とすることができます(※)。

なお、中古市場に出回るもの(下取り)は、修理可能という判断になるので入替による復旧はできません。

※ 被災車両の引き取りの際に、車両の対価(スクラップ、部品取りでの買取)について支払いがあったとしても、補助対象経費からは差し引きません。

(2) 修理(修繕)可能な車両の入替について

修理(修繕)可能な車両についても、「修理(修繕)費用」と「下取り適用後の入替価格(同等品以下の新車又は中古車への入替費用)」を比較し、「下取り適用後の入替価格」が安価な場合は、「下取り適用後の入替」による復旧も補助対象とすることができます。(この場合の補助対象経費は下取り適用後の入替価格とします。)

(3) 入替車両の調達について

入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。

なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

9 - 2 車両の復旧について

● 被害車両の修繕及び入替での補助対象経費

（４）同等品の判断

入替車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。

なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となります。

ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合は、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

注1) 被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替が可能です。（最低限ランクの車両でない場合は、購入費用そのものが補助対象外となります。）

注2) 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断された場合は補助対象とします。

（５）入替車両の装備品について

入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助対象とします。入替調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは機能アップとなることから補助対象外になります。

注) 装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を低下させるものではない場合は、制限はありません。

（６）補助対象外経費

車両入替の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象外となります。

また、同じ性能の範囲内で車両を増やすことは補助の対象外となります。（4トントラック1台→2トン2台など）

ただし、販路拡大等のための新分野事業に該当する場合は、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

9 - 3 車両の復旧について

● その他

(1) 自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、スライド8-1から8-2に加えて、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことを確認させていただきます。

なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。

(2) ローン・割賦販売により調達した車両について

なりわい再建支援補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が、補助金申請をする必要があります。

なお、補助金申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることとしてもかまいません。

10 よくあるお問い合わせ

①資産計上されていない施設、設備も補助対象となりますか？

(答)

- 資産計上されない施設・設備は原則として補助対象外です。但し、資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等(第三者による客観的な証明ができるもの)により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。
- 資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別にご相談ください。
- なお、補助金により復旧した施設・設備については、原則として、復旧後に資産計上していただく必要があります。

10 よくあるお問い合わせ

②施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となりますか？

(答)

- 補助対象事業者は、必ず所有者となります。
- このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払ったことが確認できれば、所有者に対して補助金を支払うこととなります。



10 よくあるお問い合わせ

③性能等が向上したものの買替を認める事例がありますか？

(答) 1/2

新分野事業であれば、認められる可能性があります。(以下、例)

※ただし、原状回復が必要な経費に補助率(3/4以内又は1/2以内)を乗じた額が上限です。

<新商品製造ラインへの転換>

○ 被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、**従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備する取組**です。

<生産効率向上のための設備導入>

○ 需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、**生産性向上につながる設備の導入などの取組**です。

10 よくあるお問い合わせ

③性能等が向上したものの買替を認める事例がありますか？

(答)2/2

<従業員確保のための宿舎整備>

- 新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舎整備による従業員確保が必要である場合、**被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舎整備を行う取組**です。なお、既存の宿舎が被災を受けた場合の復旧整備は、福利厚生施設に該当するため、補助対象とはなりません。

<異業種への展開事例>

- 旅館業を営んでいたが、風評被害により観光客が減少し、従前の事業施設の復旧では売上の回復が困難なことから、**地域産品を使った商品の開発、製造を行う工場を整備し、販路拡大による売上回復を図る取組**があります。

【参考】中小企業者の定義

中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(3) その他

特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が(1)に該当するものも含む